

滝沢市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和5年6月

滝沢市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 8 月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「滝沢市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ることを目的としています。

2 通学路安全推進会議の組織

- ・ 滝沢市教育委員会学校教育指導課
- ・ 滝沢市小学校校長会
- ・ 滝沢市都市整備部道路課
- ・ 滝沢市市民環境部防災防犯課
- ・ 盛岡西警察署 交通課 生活安全課
- ・ 国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所盛岡西国道維持出張所
- ・ 盛岡広域振興局土木部道路環境課

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続していますが、交通安全上の対策と共に、防犯上の安全対策の必要性も高まっていることから、通学路の安全点検を、交通安全・防犯の両面から行い、その対策の内容確認と対策実施後の効果把握も行い、安全確保の充実を図ります。

これらの取組を P D C A サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

(2) 総合的な「通学路点検」の実施

① 学校による「通学路点検」【Check】

学校においては、1 学期間、児童生徒や保護者からの情報提供や、家庭訪問等、学区内の見回り、また、学校教育振興協議会等、地域の情報により「危険箇所」を把握し、1 学期間中に「交通安全」「防犯」の両面からの通学路点検を実施します。

○交通安全上対策が必要な箇所

- ・ 信号機、標識、歩道整備、カーブミラー、ドットライン 等

○防犯上対策が必要な箇所

- ・ 防犯灯、防犯カメラ 等

※各自治会に依頼する「交通安全に係る施設等改善要請書」との関連について

- ・ 学校から出された要請書は、「通学路に関するもの」として学校教育指導課にて取りまとめる。
- ・ 自治会から提出された要請書は、防災防犯課にて取りまとめたうえ、「通学路に関する箇所」については、学校教育指導課取りまとめと併せることとする。

② 通学路安全推進会議による合同点検の実施【Action】

教育委員会、道路管理者、警察、市防災防犯課等、通学路安全推進会議による合同点検を行います。

- ・安全対策予定箇所は対策内容の把握、妥当性の検証を実施します。
- ・対策済み箇所は対策効果の把握を実施します。

③ 通学路安全推進会議による対策の検討【Plan】

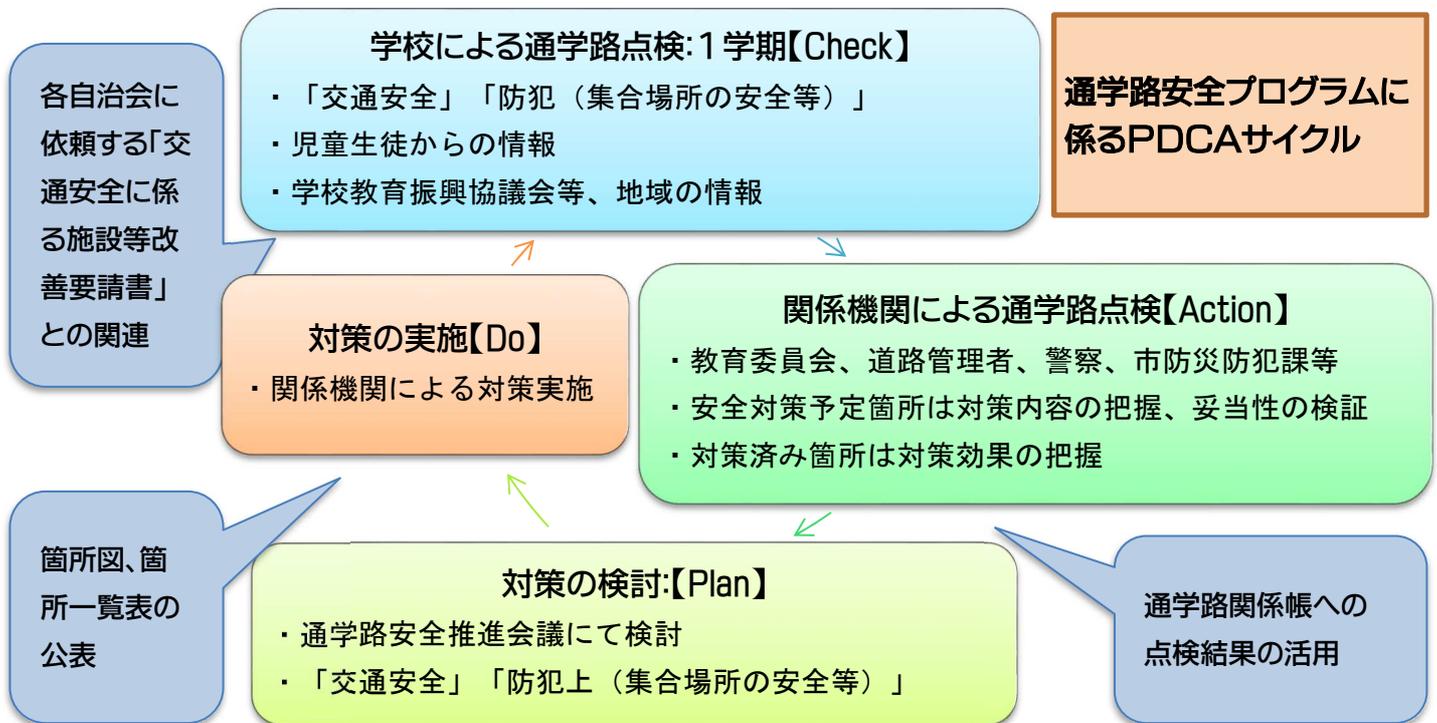
合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所のハード対策及び、交通規制や交通安全教育等のソフト対策について、箇所毎に必要な具体的対策実施内容を通学路安全推進会議において検討します。

④ 対策の実施【Do】

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう通学路安全推進会議等で調整を図るとともに、関係機関が実施します。

※ 通学路関係調査との関連

文部科学省等による「通学路関係調査：通学路・防犯・集合場所 等」については、本PDCAサイクルによる通学路点検結果を活用する。



4 箇所図、箇所一覧表の公表

対策箇所や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

5 その他

- 平成 27 年 6 月 25 日 策定
- 平成 28 年 7 月 28 日 改訂
- 令和元年 11 月 26 日 改訂
- 令和 5 年 6 月 23 日 改訂